

平成19年4月24日

規制改革会議
住宅・土地TF

住宅・土地TF 法務省ヒアリング（平成19年5月2日）における質問事項

1. 老朽化したマンションの建替えの促進について

マンション建替えの際の決議要件を定めた区分所有法が平成14年に改正され、建替え決議要件の見直しが図られたところであるが、改正後の決議要件においても、建替えのために必要な区分所有者の同意（区分所有者および議決権の各5分の4以上）が得られず建替えが進まないという場合が多く見受けられる。そのため、建替えの権利調整の実態を調査した上で、老朽化したマンションの建替えを促進するための施策を検討するべきであると考えます。

本件についての貴省における現状認識および検討状況と、区分所有法の建替え決議要件のさらなる緩和（人数要件の撤廃、5分の4の比率の引き下げ等）の可能性に関する貴省の見解をお示しいただきたい。

以上